

◎新潟県告示第1238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関(1)地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関(2)地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関(3)地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関1区-1地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関1区-2地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関2区-2地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北松ヶ崎(1)地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北松ヶ崎(2)地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北松ヶ崎川地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	土石流
水津(1)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津(2)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津1地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津2地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津(1)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	土石流
水津南川地区	佐渡市水津	次の図のとおり	土石流
高瀬-1地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬-2地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬(1)地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

高瀬(2)地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬1地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬2地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬川地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	土石流
宮の沢川地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	土石流
大浦(1)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)